

【表紙】

| | |
|------------|--|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 近畿財務局長 |
| 【提出日】 | 2020年10月19日 |
| 【会社名】 | 株式会社フィスコ |
| 【英訳名】 | FISCO Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 狩野 仁志 |
| 【本店の所在の場所】 | 大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。) |
| 【電話番号】 | 該当事項はありません。 |
| 【事務連絡者氏名】 | 該当事項はありません。 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区南青山五丁目11番9号 |
| 【電話番号】 | 03 (5774) 2440 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理本部長 松崎 祐之 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【提出理由】

2019年7月5日付で、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、臨時報告書を提出しており、2019年12月6日付で、訂正臨時報告書を提出しておりますが、記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

なお、本臨時報告書は、2019年12月6日付で提出した訂正臨時報告書の内容を訂正するものであります。2019年7月5日付で提出した臨時報告書の公衆縦覧期間が既に経過しているため、改めて本臨時報告書を提出いたします。

2【報告内容】

2019年12月6日付で提出した訂正臨時報告書からの訂正箇所は、下線を付して表示しております。

1 臨時報告書の訂正報告書の提出理由

(訂正前)

2019年7月5日付で、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、臨時報告書を提出しておりますが、同報告書の記載事項のうち、当該事象の損益に与える影響が確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

(訂正後)

2019年7月5日付で、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、臨時報告書を提出しておりますが、同報告書の記載事項のうち、当該事象の損益に与える影響が確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正内容

(訂正前)

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

(訂正後)

(3) 当該事象の損益に与える影響額

3 訂正前内容

(2019年12月6日付で提出した訂正臨時報告書)

(1) 当該事象の発生日

2019年2月27日(取締役会決議日)

(2) 当該事象の内容

当社の連結子会社である株式会社フィスコダイヤモンドエージェンシー(以下、「FDAC」といいます。)及び株式会社フィスコIR(以下、「FIR」といいます。)を当社が吸収合併することに伴い、合併効力発生日(2019年7月1日)において、FDAC及びFIRから受け入れた純資産と、当社が所有する同社株式(抱合せ株式)の帳簿価額との差額を「抱合せ株式消滅差益」として特別利益に計上する見込みとなりました。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象により、2019年12月期第3四半期連結会計期間において、当社個別決算では特別利益としてFDAC及びFIRを吸収合併したことによる抱合せ株式消滅差益738,299,966円を計上し、連結子会社との吸収合併であるため、当社連結決算では影響はございません。

以上